

令和4年1月

さいたま市農業委員会月例総会議事録

| | | | | | | |
|--------|--|--|----------------------|--------------|---------|-------|
| 開催年月日 | 令和4年1月18日(火) | | 開催場所 | ときわ会館5階 小ホール | | |
| 開会時刻 | 午前9時30分 | | 閉会時刻 | 午前11時30分 | | |
| 出席状況 | 議席番号 | 氏名 | 出・欠 | 議席番号 | 氏名 | 出・欠 |
| | 1 | 高崎 定一 | 出席 | 12 | 山本 博行 | 出席 |
| | 2 | 濱野 武雄 | 出席 | 13 | 浅子 幹夫 | 出席 |
| | 3 | 小島 道隆 | 出席 | 14 | 石川 幸利 | 出席 |
| | 4 | 細沼 和明 | 出席 | 15 | 関根 光一 | 出席 |
| | 5 | 関口 正夫 | 欠席 | 16 | 高松 佳子 | 出席 |
| | 6 | 西形 知行 | 出席 | 17 | 西澤 初男 | 出席 |
| | 7 | 石井 栄寿 | 出席 | 18 | 横山 敏夫 | 出席 |
| | 8 | 小山 吉男 | 出席 | 19 | 杉山 起司 | 出席 |
| | 9 | 小泉 孝行 | 出席 | 20 | 中山 幸光 | 出席 |
| | 10 | 井原 勇司 | 出席 | 21 | 小林 勝一 | 出席 |
| | 11 | 本田 敏一 | 出席 | | | |
| 事務局 | 事務局長 | 関根 和彦 | 農地調整課長 | 阿久津 守 | 農業振興課主査 | 野口 雅朋 |
| | 副理事 | 田中 正美 | 農地調整課課長補佐兼 農地調整係長 | 野本 剛司 | 農地調整課主任 | 竹本 知生 |
| | 農業振興課長 | 石川 秀徳 | 農業振興課係長 | 宇根 義雄 | 農地調整課主事 | 湯澤 夏希 |
| 議案 | 議案第83号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | | | | |
| | 議案第84号 | 国有農地の売払いに係る買受人適格の意見決定について | | | | |
| | 議案第85号 | 農地法第4条の規定による許可申請について | | | | |
| | 議案第86号 | 農地法第5条の規定による許可申請について | | | | |
| | 議案第87号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について | | | | |
| | 議案第88号 | 相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について | | | | |
| | 議案第89号 | 贈与税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について | | | | |
| | 議案第90号 | 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について | | | | |
| | 議案第91号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について | | | | |
| 議案第92号 | 特定都市農地貸付け承認申請について | | | | | |
| 報告事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3の規定による届出について ・農地法第4条第1項第8号の規定による届出について ・農地法第5条第1項第7号の規定による届出について ・農地法第6条第1項の規定による報告について(農地所有適格法人) ・農地法第18条第6項の規定による解約通知について ・農地改良の届出(市街化調整区域)について ・2a未満農業用施設の届出について | | | | | |

| | |
|--------------------------------|--|
| <p>1 開 会 石川会長職務代理者</p> | <p>只今から、令和4年1月さいたま市農業委員会月例総会を開会いたします。</p> <p>先月事務局より説明がありましたが、今月からは、感染拡大防止に配慮しつつ慎重な審議を図るため、皆様に要点を凝縮した議案説明をお願いいたします。</p> <p>次に、引続き新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「マスク着用の上での発言」について、改めてお願いするものです。</p> <p>また、審議中30分に一度事務局職員が部屋の換気を行いますので、皆さんの御理解、御協力を何卒よろしくお願い申し上げます。</p> <p>最後に、この会議は議事録作成をする必要があります、感染拡大防止に十分配慮した上で、マイクを使用しての進行とさせていただいております。議案説明の際は、事務局職員がマイクを消毒した上で発言者にお渡しいたしますが、会場が狭小であることから座席の前からお渡しすることをご了承ください。</p> |
| <p>2 会議成立の報告 石川会長職務代理者</p> | <p>本日は、在任委員21名中、関口委員が欠席されていますので、出席委員は20名です。よって、「さいたま市農業委員会会議規則第6条」の規定による過半数の要件を満たしておりますので、本会は成立しております。</p> |
| <p>3 署名委員の指名 石川会長職務代理者</p> | <p>議事録署名委員として、 議席番号1番 高崎 定一 委員 議席番号2番 濱野 武雄 委員 を指名いたします。</p> |

| | |
|---------|---|
| 4 議案審議 | |
| 議 長 | <p>それではさっそく議案審議に入らせていただきます。 議案第83号、農地法第3条の規定による許可申請について審議します。</p> |
| | <p>番号1番、馬宮地区、杉山委員、議案説明をお願いいたします。</p> |
| 杉 山 委 員 | <p>番号1番についてご説明いたします。</p> |
| | <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> |
| | <p>農振法は、農用地区域外です。</p> |
| | <p>申請地は、馬宮コミュニティセンターの南東80mに位置する、水田の広がる</p> |
| | <p>地域の田です。</p> |
| | <p>通作距離は、110mです。</p> |
| | <p>譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は</p> |
| | <p>良好であり、農機具等も揃っております。</p> |
| | <p>作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われま</p> |
| | <p>す。以上、ご審議のほど、よろしくお願</p> |
| | <p>いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>ありがとうございました。</p> |
| | <p>続きまして、番号2番、七里地区、西澤委員、議案説明をお願いいたします。</p> |
| 西 澤 委 員 | <p>番号2番についてご説明いたします。</p> |
| | <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> |
| | <p>農振法は、農用地区域外です。</p> |
| | <p>申請地は、県立大宮東高校の南東1.6kmに位置する、住宅と農地が混在する</p> |
| | <p>地域の畑です。</p> |
| | <p>通作距離は、550mです。</p> |
| | <p>譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は</p> |
| | <p>良好であり、農機具等も揃っております。</p> |
| | <p>作付計画は、サツマイモの予定で、問題ないものと思われま</p> |
| | <p>す。以上、ご審議のほど、よろしくお願</p> |
| | <p>いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>ありがとうございました。</p> |
| | <p>続きまして、番号3番、番号4番、片柳地区、小山委員、議案説明をお願い</p> |
| | <p>いたします。</p> |
| 小 山 委 員 | <p>番号3番についてご説明いたします。</p> |
| | <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> |
| | <p>農振法は、農用地区域外です。</p> |
| | <p>申請地は、片柳コミュニティセンターの北東380mに位置する、住宅と農地</p> |
| | <p>が混在する地域の畑です。</p> |
| | <p>通作距離は、140mです。</p> |
| | <p>譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は</p> |
| | <p>良好であり、農機具等も揃っております。</p> |
| | <p>作付計画は、コチウランの予定で、問題ないものと思われま</p> |
| | <p>す。</p> |

続きまして番号4番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農振農用地です。
申請地は、片柳コミュニティセンターの北東690mに位置する、水田が広がる地域の田です。
通作距離は、640mです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。
作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、番号5番、大門地区、石井委員、議案説明をお願いいたします。

石 井 委 員

番号5番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農振農用地です。
申請地は、県立浦和特別支援学校の北東780mに位置する、住宅と農地が混在する地域の畑です。
通作距離は、9.3kmです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。
作付計画は、サトイモ、サツマイモの予定で、問題ないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、番号6番、野田地区、横山委員、議案説明をお願いいたします。

横 山 委 員

番号6番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農振農用地です。
申請地は、市立野田小学校の南西690mに位置する、住宅と農地が混在する地域の畑です。
通作距離は、30mです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。
作付計画は、花木類の予定で、問題ないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、番号7番、川通地区、井原委員、議案説明をお願いいたします。

井 原 委 員

番号7番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農振農用地です。
申請地は、市立川通中学校の南東990mに位置する、水田が広がる地域の田です。
通作距離は、200mです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。
作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

| | | |
|---|-----|--|
| 議 | 長 | ありがとうございました。 以上、議案第83号、農地法第3条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。 |
| | | 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 |
| | | 議案第83号について、賛成の方の挙手を求めます。 |
| 各 | 委 員 | — 総 員 賛 成 — |
| 議 | 長 | 総員賛成でございます。 議案第83号について、許可することと決定いたします。 |

| | |
|---------|---|
| 議 長 | <p>続きまして、議案第84号、国有農地の売払いに係る買受人適格の意見決定について審議します。</p> <p>番号1番、野田地区、横山委員、議案説明をお願いいたします。</p> |
| 横 山 委 員 | <p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。</p> <p>また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。</p> <p>作付計画は、花木類です。</p> <p>申請目的は、より効率的な耕作の実現で、通作距離は35mです。</p> <p>特に問題はないものと思われます。</p> |
| 議 長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>以上、議案第84号、国有農地の売払いに係る買受人適格の意見決定について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第84号について、賛成の方の挙手を求めます。</p> |
| 各 委 員 | <p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p> |
| 議 長 | <p>総員賛成ですので、議案第84号について、原案どおり意見決定することといたします。</p> |

| | |
|---------|---|
| 議 長 | <p>続きまして、議案第 8 5 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>番号 1 番、野田地区、浅子委員、議案説明をお願いいたします。</p> |
| 浅 子 委 員 | <p>番号 1 番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、浦和短期大学の南 2 7 0 m に位置し、1 0 h a 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地です。</p> <p>転用目的は、自己用住宅です。</p> <p>申請理由は、現在実家で両親と弟と居住しているが、手狭となったことから、自身が所有する土地に自己用住宅を建築するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、既設及び新設のコンクリートブロック 1 段から 3 段積及び高さ 0 . 7 5 m の新設コンクリート土留により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号 2 番、和土地区、濱野委員、議案説明をお願いいたします。</p> |
| 濱 野 委 員 | <p>番号 2 番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、市立城南小学校の東 4 9 0 m に位置し、農地の規模が 1 0 ha 未満で住宅等が連たんしている程度に達している区域に近接する第 2 種農地です。</p> <p>転用目的は、住宅敷地です。</p> <p>申請理由は、線引き前より住宅敷地として利用してきたが、土地を調査したところ、地目が農地のままであることが判明したためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地への影響はございません。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号 3 番、柏崎地区、本田委員、議案説明をお願いいたします。</p> |
| 本 田 委 員 | <p>番号 3 番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、東部環境センターの北東 4 0 0 m に位置し、農地の規模が 1 0 ha 未満で住宅等が連たんしている程度に達している区域に近接する第 2 種農地です。</p> <p>転用目的は、貸駐車場です。</p> <p>申請理由は、近隣企業及び近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、高さ 0 . 2 5 m の新設鋼板により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p> |

| | |
|--------------------|--|
| 議 長 | <p>ありがとうございました。 続きまして、番号4番、番号5番、河合地区、関根委員、議案説明をお願いいたします。</p> |
| 関 根 委 員 | <p>番号4番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立河合小学校の北西970mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、貸駐車場です。 申請理由は、近隣企業及び近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、新設コンクリートブロック3段積により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>続きまして番号5番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、金重配水場の西330mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんしている程度に達している区域に近接する第2種農地です。 転用目的は、貸駐車場です。 申請理由は、近隣住民及び近隣企業からの要望により貸駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、新設コンクリートブロック3段積により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> |
| 議 長 中 山 委 員 | <p>ありがとうございました。 続きまして、番号6番から番号8番、慈恩寺地区、中山委員、議案説明をお願いいたします。</p> <p>番号6番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立桜山中学校の西170mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、住宅敷地です。 申請理由は、線引き前より住宅敷地として利用してきたが、土地を調査したところ、地目が農地のままであることが判明したためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地への影響はございません。</p> <p>続きまして番号7番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立桜山中学校の西170mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、貸駐車場です。 申請理由は、近隣住民の要望により貸駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、新設コンクリートブロック2段から3段積により、被害を及ぼさない計画です。</p> |

続きまして番号8番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、相野原配水場の東270mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、貸駐車場です。
申請理由は、近隣企業及び近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、既設コンクリート土留及び高さ1.0mのフェンスにより、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
以上、議案第85号、農地法第4条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。

西形委員 番号1、2番について伺います。他法令、都市計画法について、番号1番と2番はどちらも都市計画法第34条第14号となっていますが、それぞれの違いについて教えてください。

事務局 番号1番は長期所有自己用住宅ですが、こちらは農地を長期的に継続所有している土地に地権者の三親等以内にあたる方が建てる住宅のことです。
番号2番は長期宅地に該当する旨協議済という記述ですが、都市計画法の線引き以前から宅地性があるか判断する協議を実施済という意味となります。

議長 ありがとうございます。
他に何かございますか。
質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。
議案第85号について、賛成の方の挙手を求めます。

各委員 ー 総員賛成 ー

議長 総員賛成でございます。
議案第85号について、許可することと決定いたします。

| | | |
|------|---|--|
| 議 | 長 | <p>続きまして、議案第86号、農地法第5条の規定による許可申請について審議します。</p> |
| 杉山委員 | | <p>番号1番、馬宮地区、杉山委員、議案説明をお願いいたします。</p> <p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立馬宮中学校の南700mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんしている程度に達している区域に近接する第2種農地及び市立馬宮中学校の南800mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、田畑転換の農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 作付計画は、ダイズ、コムギを作付けする予定です。 一時転用で、期間は3か月を見込んでおります。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p> |
| 議 | 長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号2番から番号5番、指扇地区ですので、私から議案説明をいたします。</p> <p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、北部配水場の南東110mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、診療所です。 申請理由は、現在市内で診療所を営んでいるが、申請地は提携先の医療機関と至近距離にあり、新たな診療所の最適地であると判断したためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、既設コンクリートブロック2段積により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>続きまして番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、北部配水場の西300mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、資材置場です。 申請理由は、現在市内で土木業を営んでいるが、既存の資材置場が手狭であることから、申請地を新たな資材置場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、高さ4.0mの新設鋼板により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>続きまして番号4番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、北部配水場の北西610mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、畑地改良の農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 作付計画は、トウモロコシ、牧草を作付けする予定です。 一時転用で、期間は6か月を見込んでおります。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> |

続きまして番号5番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、県立大宮北特別支援学校の東400mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、駐車場です。
申請理由は、現在市内で運送業及び自動車整備事業を営んでいるが、既存駐車場が手狭なことから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、高さ0.2mの新設土留板及び新設コンクリートブロック1段積により、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、番号6番、三橋地区、山本委員、議案説明をお願いいたします。

山 本 委 員

番号6番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立大宮西小学校の東560mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、駐車場です。
申請理由は、現在市内で電気設備工事業を営んでいるが、既存駐車場が手狭なことから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、高さ2.5mの新設擁壁及び高さ0.8mの新設ブロック塀により、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

続きまして、番号7番から番号9番、片柳地区、小山委員、議案説明をお願いいたします。

小 山 委 員

番号7番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、思い出の里市営霊園の南東520mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、機材置場及び駐車場です。
申請理由は、現在市内で解体工事業を営んでいるが、既存の資材置場及び駐車場が手狭であることから、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、高さ2.5mの既設鋼板塀、高さ0.25mの新設鋼板塀及び高さ1.0mの新設単管パイプにより、被害を及ぼさない計画です。

続きまして番号8番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農振農用地です。
申請地は、市立片柳図書館の北東650mに位置する見沼田圃内の農振農用地の現状畑です。
転用目的は、畑地改良の農地改良です。
申請理由は、申請地が低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
作付計画は、苗木を作付けする予定です。
一時転用で、期間は6か月を見込んでおります。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

続きまして番号9番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農振農用地です。
申請地は、市立片柳図書館の北東660mに位置する見沼田圃内の農振農用地の現状畑です。
転用目的は、畑地改良の農地改良です。
申請理由は、申請地が低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
作付計画は、サツマイモ、ジャガイモ、苗木を作付けする予定です。
一時転用で、期間は6か月を見込んでおります。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

続きまして番号10番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立片柳小学校の北東400mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんしている程度に達している区域に近接する第2種農地です。
転用目的は、墓地です。
申請理由は、現在市内で宗教法人を営んでいるが、墓地の拡張に伴い申請地を新たに墓地用地として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、新設コンクリートブロック2段積及び高さ1.8mの新設ネットフェンスにより、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号11番、三室地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。

西形委員

番号11番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農振農用地です。
申請地は、浦和大学の西1.1kmに位置する見沼田圃内の農振農用地です。
転用目的は、畑地改良の農地改良です。
申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。
作付計画は、苗木、植木を作付けする予定です。
一時転用で、期間は3か月を見込んでおります。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号12番、大久保地区、高崎委員、議案説明をお願いいたします。

高崎委員

番号12番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立大久保小学校の北520mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、自己用住宅です。
申請理由は、現在実家に居住していますが、手狭であることから、義父が所有する土地に自己用住宅を建築するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、既設コンクリートブロック6段積により、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

| | |
|---------|--|
| 議 長 | <p>ありがとうございました。 続きまして、番号13番、与野地区、高崎委員、議案説明をお願いいたします。</p> |
| 高 崎 委 員 | <p>番号13番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立鈴谷小学校の南東210mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、休憩所（飲食店）です。 申請理由は、現在全国で飲食業を営んでいるが、申請地周辺は住宅ならびに交通量が多いことから、多くの集客が見込まれ、休憩所に最適地であると判断したためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、新設コンクリートブロック2段積及び高さ1.2mの新設メッシュフェンスにより、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>ありがとうございました。 続きまして、番号14番、番号15番、野田地区、浅子委員、議案説明をお願いいたします。</p> |
| 浅 子 委 員 | <p>番号14番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立美園中学校の東180mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんしている程度に達している区域に近接する第2種農地です。 転用目的は、駐車場です。 申請理由は、現在県内で運送業を営んでいますが、既存の駐車場が手狭であることから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、既設コンクリートブロック6段積及び高さ0.4mの新設柵板により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>続きまして番号15番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立美園中学校の北150mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、資材置場及び駐車場です。 申請理由は、現在県内で建設業を営んでいますが、事業拡大に伴い、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、新設コンクリートブロック2段積により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>ありがとうございました。 続きまして、番号16番、野田地区、横山委員、議案説明をお願いいたします。</p> |

横山委員

番号16番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、県立浦和東高校の南東580mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、資材置場及び駐車場です。
申請理由は、現在市内で運送業を営んでいますが、事業拡大に伴い、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、新設コンクリートブロック2～3段積及び高さ1.0mの新設メッシュフェンスにより、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号17番、新和地区、小泉委員、議案説明をお願いいたします。

小泉委員

番号17番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立新和小学校の北250mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんしている程度に達している区域に近接する第2種農地です。
転用目的は、資材置場です。
申請理由は、現在市内で建設業を営んでいますが、事業拡大に伴い、現在の敷地では手狭となったことから、敷地拡張することにより土地を有効活用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、高さ2.0mの新設鋼板により、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号18番、新和地区、小林委員、議案説明をお願いいたします。

小林委員

番号18番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立城南中学校の北東1.5kmに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、資材置場及び駐車場です。
申請理由は、現在県内で建築業を営んでいますが、受注量の増加に伴い既存置場が手狭であることから、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、高さ2.0mの新設鋼板により、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号19番、和土地区、濱野委員、議案説明をお願いいたします。

濱野委員

番号19番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立城南中学校の南西720mに位置し、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地です。
転用目的は、資材置場です。
申請理由は、現在市内で建設業を営んでいますが、事業拡大に伴い、現在の敷地では手狭となったことから、敷地拡張することにより土地を有効活用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、高さ0.5mの新設土留鋼板により、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号20番、柏崎地区、本田委員、議案説明をお願いいたします。

本田委員

番号20番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立柏崎小学校の南西590mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、駐車場です。
申請理由は、現在市内で中古車販売業を営んでいますが、受注量の増加に伴い既存置場が手狭であることから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、新設素掘水路及び高さ0.3mのマウントアップにより、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号21番から番号23番、慈恩寺地区、中山委員、議案説明をお願いいたします。

中山委員

番号21番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、相野原配水場の北東950mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、資材置場です。
申請理由は、現在市内で建築資材の配送運搬業を営んでいますが、受注量の増加に伴い手狭であることから、申請地を新たな資材置場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、高さ0.4mの新設土留板及び高さ1.5mの新設フェンスにより、被害を及ぼさない計画です。

続きまして番号22番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、学校法人開智学園の北100mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんしている程度に達している区域に近接する第2種農地です。
転用目的は、田畑転換及び畑地改良の農地改良です。
申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。
作付計画は、ミニハクサイ、オレンジカリフラワーを作付けする予定です。
一時転用で、期間は6か月を見込んでおります。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。

続きまして番号23番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立慈恩寺中学校の南西400mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんしている程度に達している区域に近接する第2種農地です。
転用目的は、自己用住宅です。
申請理由は、現在実家に居住しているが、手狭であることから、母所有の土地に自己用住宅を建築するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、高さ0.3mの新設コンクリート板及び新設コンクリートブロック2段積により、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
以上、議案第86号、農地法第5条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。

西形委員 番号19番について伺います。
第1種農地は隣接地の敷地拡張であれば許可の可能性があると理解していますが、申請地の一帯が第1種農地である中、元々の事業者の既存敷地はなぜ農地以外となったのか、わかれば教えてください。

事務局 既存置場は現況雑種地となっております。立地上、新規に農地転用手続きをすることは困難であることから、既存敷地は元々雑種地であったと推測されます。

濱野委員 本案件の譲受人は廃棄物処理業者ですが、数十年前から既存敷地で事業を行っているとこのことを補足いたします。

西形委員 さらに拡張する場合は、すぐに申請できるのかどうか教えてください。

事務局 許可を受け施工し、完了届を提出した後にさらに手狭になったためという理由であれば、再度拡張の申請は可能です。
拡張に際して、次の申請まで一定期間をおかなければならないという規定はありません。

| | |
|------|--|
| 小林委員 | <p>番号19番について伺います。 既存敷地と隣接していれば拡張が可能ということですが、道水路を挟んだ場合など、拡張についての可不可の条件などがあれば教えてください。</p> |
| 事務局 | <p>一般的には、拡張ということであれば隣接地が望ましいと思われませんが、一体利用ということで、隣接していなくても拡張であるということで許可をしたケースが過去にもありました。あくまで個別に判断するところとなります。</p> |
| 小山委員 | <p>番号19番について伺います。 筆の一部を資材置場として拡張するということですが、どのような施設になるのか教えてください。 また、宅地、雑種地と一体利用となっていますが、それは具体的にどちらになるのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>申請書の計画では、申請地を砂利敷にして資材置場として活用することとされています。 一体利用する宅地、雑種地は既存敷地の中に含まれています。</p> |
| 高松委員 | <p>番号11番について伺います。 譲渡人の従前の利用状況を教えてください。 また、譲渡人と利用権設定して耕作される方の関係も併せて教えてください。</p> |
| 西形委員 | <p>従前の利用状況については確認をしておりますが、現在はすぐにでも耕作できるような状態になっております。 譲渡人と耕作者は直接関係なく、譲受人の施工業者の仲介で耕作をすることになったのだろうと推察いたします。</p> |
| 事務局 | <p>譲渡人は過去にも別の所有農地について農地改良を同じ施工業者に依頼した実績があります。 また、耕作者についても過去に何度も利用権設定した実績があり、農地も全て適正に管理されていることでもありますので、問題ないと思料いたします。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。 他に何かございますか。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第86号について、賛成の方の挙手を求めます。</p> |
| 各委員 | <p>— 総員賛成 —</p> |
| 議長 | <p>総員賛成でございます。 議案第86号について、許可することと決定いたします。</p> |

| | | |
|---|---|---|
| 議 | 長 | <p>続きまして、議案第87号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について審議します。</p> <p>先に番号4番、番号14番を審議します。 この案件は、浅子委員の関係案件です。農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当する案件ですので、先に審議します。</p> <p>浅子委員には審議終了まで退出をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">— 浅子委員退席 —</p> |
| 議 | 長 | <p>番号4番について、片柳地区、小山委員、議案説明をお願いいたします。</p> |
| 小 | 山 | <p>番号4番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、ナス、キュウリです。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.9kmです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p> |
| 議 | 長 | <p>ありがとうございました。 続きまして、番号14番、野田地区、事務局より議案説明をお願いいたします。</p> |
| 事 | 務 | <p>番号14番についてご説明いたします。 使用貸借権の再設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、ナス、キュウリです。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.7kmです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p> |
| 議 | 長 | <p>ありがとうございました。 以上、議案第87号、番号4番、番号14について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第87号、番号4番、番号14番について、賛成の方の挙手を求めます。</p> |
| 各 | 委 | <p>— 総員賛成 —</p> |
| 議 | 長 | <p>総員賛成でございますので、議案第87号、番号4番、番号14について、原案どおり意見決定することといたします。</p> |

それでは、浅子委員、ご入室ください。

— 浅子委員入室 —

議 長

では、改めまして審議に入りたいと思います。

番号1番、指扇地区ですので、私から議案説明をいたします。

使用貸借権の新規設定20年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。

作付計画は、ゆずです。

申請目的は、一般法人による農業参入で、通作距離は40kmです。

特に問題はないものと思われま

す。以上、ご審議のほど、よろしくお願

いいたします。続きまして、番号2番、番号3番、七里地区、西澤委員、議案説明をお願

西澤委員

番号2番についてご説明いたします。

賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。

作付計画は、コマツナです。

申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は5.1kmです。

特に問題はないものと思われま

す。続きまして番号3番についてご説明いたします。

賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。

作付計画は、コマツナです。

申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は5.7kmです。

特に問題はないものと思われま

す。以上、ご審議のほど、よろしくお願

議 長

ありがとうございました。

続きまして、番号5番から番号7番、片柳地区、小山委員、議案説明をお願

小 山 委 員

番号5番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、花木です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は2.8kmです。
特に問題はないものと思われます。

続きまして番号6番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定1年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、水稻です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は600mです。
特に問題はないものと思われます。

続きまして番号7番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、水稻です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は5.2kmです。
特に問題はないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたしませう。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、番号8番から番号13番、三室地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。

西 形 委 員

番号8番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、植木です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は5.8kmです。
特に問題はないものと思われます。

続きまして番号9番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。
特に問題はないものと思われます。

続きまして番号10番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。
特に問題はないものと思われます。

続きまして番号11番についてご説明いたします。
賃借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、植木です。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.5kmです。
特に問題はないものと思われま

続きまして番号12番についてご説明いたします。
賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、植木です。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は3.2kmです。
特に問題はないものと思われま

続きまして番号13番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、苗木です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は10.9kmです。
特に問題はないものと思われま
以上、ご審議のほど、よろしくお願

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号15番、和土地区、濱野委員、議案説明をお願いいたします。

濱野委員

番号15番についてご説明いたします。
賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、コマツナです。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は6.5kmです。
特に問題はないものと思われま
以上、ご審議のほど、よろしくお願

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号16番、川通地区、井原委員、議案説明をお願いいたします。

| | |
|------|---|
| 井原委員 | <p>番号16番についてご説明いたします。 使用貸借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は840m～1.1kmです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。 続きまして、番号17番、河合地区、関根委員、議案説明をお願いいたします。</p> |
| 関根委員 | <p>番号17番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は580mです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。 以上、番号4番、番号14番を除く議案第87号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による案件について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> |
| 西形委員 | <p>番号1番について伺います。 申請は熊谷の事業者ですが、さいたま市内で事業を始めることとなった経緯を教えてください。 また、申請者の他市における所有農地の状況についても教えてください。</p> |
| 事務局 | <p>申請者は岩槻の知り合いの方の紹介でさいたま市を選ぶことになったと伺っています。 また、申請者は熊谷市では13,000㎡以上を所有して耕作をしていますが、それ以外の市の農地につきましては把握しておりません。 申請地は太陽光パネルの下部の農地についての利用権設定となっております。</p> |
| 小林委員 | <p>番号1番について伺います。 申請者は熊谷の認定農業者とのことですが、熊谷市内では主に何を耕作しているのか教えてください。</p> |
| 事務局 | <p>主に水稻栽培、野菜栽培です。</p> |
| 浅子委員 | <p>番号1番について伺います。 太陽光パネルの下部で耕作されるとのことですが、パネル設備の脚部分についても利用権設定の対象となるのか教えてください。</p> |
| 事務局 | <p>利用権設定については申請地の筆全体での申請となります。</p> |

| | |
|------|--|
| 高松委員 | 番号5番について伺います。 譲受人と譲渡人の関係性を教えてください。 |
| 事務局 | 事務局の方で関係性までは把握しておりませんが、こちらの申請地は以前農地改良をされて、今回はその農地に利用権を設定する申請となっております。 |
| 議長 | ありがとうございました。 他に何かございますか。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 番号4番、番号14番を除く議案第87号について、賛成の方の挙手を求めます。 |
| 各委員 | — 総員賛成 — |
| 議長 | 総員賛成ですので、議案第87号について、原案どおり意見決定することといたします。 |

| | |
|--------------|---|
| <p>議 長</p> | <p>続きまして、議案第 88 号、相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議します。</p> <p>番号 1 番から番号 18 番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第 88 号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p> |
| <p>各 委 員</p> | <p>— 総 員 賛 成 —</p> |
| <p>議 長</p> | <p>総員賛成でございますので、議案第 88 号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p> |

| | |
|--------------|---|
| <p>議 長</p> | <p>続きますして、議案第 89 号、贈与税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議します。</p> <p>番号 1 番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気付きの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第 89 号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p> |
| <p>各 委 員</p> | <p>— 総 員 賛 成 —</p> |
| <p>議 長</p> | <p>総員賛成でございますので、議案第 89 号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p> |

| | |
|--------------|--|
| <p>議 長</p> | <p>続きまして、議案第90号、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について審議します。</p> <p>番号1番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第90号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p> |
| <p>各 委 員</p> | <p>— 総 員 賛 成 —</p> |
| <p>議 長</p> | <p>総員賛成でございますので、議案第90号の案件について、原案どおり確認することといたします。</p> |

| | |
|-------|---|
| 議 長 | <p>続きまして、議案第91号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について審議します。</p> |
| 議 長 | <p>番号1番、2番、三室地区、事務局より議案説明をお願いいたします。</p> |
| 事 務 局 | <p>議案書67ページの農地利用配分計画(案)の番号1番をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては、議案87号番号9番の農地を6年間貸し付けることが適切か否かについてご審議いただくものでございます。 譲受人の経営状況は、補足資料の68ページ記載のとおりで、農機具等につきましても記載のとおり揃っております。 作付計画はネギ、ニンジン、ダイコン他です。 通作距離は、8.3kmです。 以上のとおり、譲受人は対象農地の賃借権の設定を受けることが適切であると見込まれるため、農業委員会としては「意見なし」とする旨を農業政策課へ報告させていただきたいと思っておりますので、ご審議をよろしく願います。</p> <p>続きまして、議案書67ページの農地利用配分計画(案)の番号2番をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては、議案87号番号10番の農地を6年間貸し付けることが適切か否かについてご審議いただくものでございます。 譲受人の経営状況は、補足資料の69ページ記載のとおりで、農機具等につきましても記載のとおり揃っております。 作付計画は紫キャベツ、赤カブ、カボチャです。 通作距離は、5.5kmです。 以上のとおり、譲受人は対象農地の賃借権の設定を受けることが適切であると見込まれるため、農業委員会としては「意見なし」とする旨を農業政策課へ報告させていただきたいと思っておりますので、ご審議をよろしく願います。</p> |
| 議 長 | <p>ありがとうございました。 議案第91号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第91号について、農業政策課に「意見なし」として回答してもよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。</p> |
| 各 委 員 | <p>— 異 議 な し —</p> |
| 議 長 | <p>総員賛成でございます。 議案第91号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p> |

| | | |
|---|---|--|
| 議 | 長 | <p>続きまして、議案第92号、特定都市農地貸付け承認申請について審議します。</p> |
| 議 | 長 | <p>番号1番、与野地区、高崎委員、議案説明をお願いいたします。</p> |
| 高 | 崎 | <p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>市民農園を開設する者、土地所有者は議案書記載のとおりです。</p> <p>申請地の所在、地番等は議案書記載のとおりです。</p> <p>申請地は、市立与野西中学校の南東400mに位置する市街化区域内の農地です。</p> <p>申請目的は、農業者以外の者が野菜づくりを通じ、自然にふれあうとともに、農業に対する理解を深めることを目的とするものです。</p> <p>貸付農地は、8㎡の区画1区画及び16㎡の区画26区画、18㎡の区画6区画となります。</p> <p>貸付期間は1年です。</p> <p>募集方法、申込方法及び選考方法等は議案書記載のとおりです。</p> <p>特に問題はないものと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p> |
| 議 | 長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>以上で説明が終わりましたので、議案第92号、特定都市農地貸付け承認申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第92号について、賛成の方の挙手を求めます。</p> |
| 各 | 委 | <p>員</p> <p>— 総 員 賛 成 —</p> |
| 議 | 長 | <p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第92号について、承認することと決定いたします。</p> |

| | |
|-----------|--|
| 5 報告事項 | |
| 議 長 | <p>本日の議案審議は、以上です。 続きまして、報告事項ですが、市街化区域の転用届等の報告事項につきまして事務局より説明がございます。</p> <p>事務局お願いいたします。</p> |
| 事 務 局 | <p>お手元の資料をご覧ください。 令和3年12月分報告事項です。</p> <p>農地法第3条の3の規定による届出でございます。 農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございます。 農地法第5条第1項第7号の規定による届出でございます。 農地法第6条第1項の規定による報告（農地所有適格法人）でございます。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による解約通知でございます。 農地改良の届出（市街化調整区域）でございます。 2 a 未満農業用施設の届出でございます。</p> |
| 議 長 | <p>ありがとうございました。 意見等質問のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、閉会のご挨拶を、本田会長職務代理よりお願いいたします。</p> |
| 6 閉会宣言 | |
| 本田会長職務代理者 | <p>本日は、長時間の審議ご苦労さまでした。</p> <p>これをもちまして、令和4年1月、さいたま市農業委員会月例総会を閉会いたします。</p> |